

総務文教常任委員会審査日程

日 時 平成29年5月26日(金)

午前10時

場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第47号 平成29年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1回)について(公営)
- 2 承認第2号 山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について(税務)
- 3 承認第3号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について(税務)

平成28年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計決算見込み その1

1. 平成28年度 歳入・歳出決算

歳入額	8,138,268 千円
歳出額	9,225,847 千円
差引額	▲ 1,087,579 千円
(繰上充用額 10億9,000万円)	

2. 平成28年度単年度収支

歳入額	8,138,268 千円
歳出額(前年度繰上充用金を除く。)	8,293,645 千円
差引額	▲ 155,377 千円

3. 1.2号交付金猶予分(見込額)

平成27年度末猶予残額	279,000 千円
平成28年度交付金猶予分交付額 ア	130,000 千円
平成28年度末残額見込額	149,000 千円

4. リース料(見込額)

平成27年度末残額	767,134 千円
平成28年度返済額 イ	38,357 千円
平成28年度末残額見込額	728,777 千円

5. 累積赤字額

平成27年度末累積赤字額	932,201 千円
平成28年度解消額(上記 ①) ウ	▲ 155,377 千円
平成28年度末累積赤字残額	1,087,579 千円
(繰上充用額)	

6. 3つの債務解消額(上記3. 4. 5より)

平成27年度末3つの債務総額	1,978,335 千円
平成28年度3つの債務解消額(ア+イ+ウ)	12,980 千円
平成28年度末3つの債務残額	1,965,355 千円

7. 施設改善基金

平成27年度末(5月末)残額【財政対応分含む。】	455,954 千円
平成28年度積立額	0 千円
利息積立額【財政対応分0円含む。】	13 千円
平成28年度取崩額	8,629 千円
・当該年度増減額	▲ 8,616 千円
平成28年度末残額	447,338 千円

8. 財政調整基金

平成27年度末(5月末)残額	115,959 千円
平成28年度積立額	0 千円
利息積立額	4 千円
平成28年度取崩額	0 千円
・当該年度増減額	4 千円
平成28年度末残額	115,963 千円

平成28年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計決算見込み その2

【単位 千円】

●開催に係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
①	本場開催発売金 (返還金1億含む)	7,734,300		
	入場料収入	3,087		H25年度から特別入場料のみ
	場外事務協力費	291,907		
	その他収入	39,916		事故金、雑入、貸付収入
②	義務的経費			義務的経費の合計：5,549,286
	払戻金		5,384,867	
	交付金		164,419	うち1.2号交付金の合計：125,877
	公営競技納付金		0	※枠取分
③	開催経費			開催経費の合計：1,910,112
	賞典費		506,548	
	事務協力費		606,492	
	返還金		26,070	
	その他開催経費		721,002	その他開催経費
	(収益保証)		50,000	
④	その他支出			
⑤	包括的民間委託料		609,813	※日本写真判定
⑥	合 計	8,069,211	8,069,211	
	(A) 歳入 - 歳出		0	

●開催以外に係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
⑦	基金繰入			
	財調基金繰入金	0		
	施設基金繰入金	8,629		※耐震工事実施設計委託料へ充当
	社会資本整備総合交付金	5,884		※耐震工事実施設計委託料へ充当
	財政調整基金利子	4		
	施設改善基金利子	13		
	(収益保証)	50,000		
⑧	特例交付金支払		130,000	※特例交付金平準化(H29年度まで)
	リース料		38,357	
	耐震工事実施設計評価手数料		821	
	耐震工事実施設計委託料		13,692	
	地域公益事業		8,680	
	財政調整基金積立金		4	
	施設改善基金積立金		13	
	前年度繰上充用金		932,201	
	固有経費		32,382	
		合 計	64,529	1,156,149
	(B) 歳入 - 歳出		▲ 1,091,619	

●重勝式に係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
⑩	新重勝式発売金	54,528		H29.12.14から発売開始
⑪	義務的経費			
	新重勝式払戻金		38,170	
	交付金		273	
⑫	開催経費			
	開催場負担金		322	
	特別拠出金		5,180	
⑬	発売業務委託料		6,543	
⑭	合 計	54,528	50,487	
	(C) 歳入 - 歳出		4,041	

合 計 (A) + (B) + (C)		▲ 1,087,579
小型会計歳入歳出合計	8,138,268	9,225,847

債務解消額(特例交付金・リース料の計)	168,357
単年度収支額(赤字解消額)	▲ 155,377
3つの債務解消額	12,980

平成28年度車券売上額及び入場者数・利用者数集計表(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

競走場	開催日数 (下段：前年)	総車券売上額		車券売上額内訳									本場一人 平均購買額	本場入場者数			電話投票利用者数 内訳			場外利用者数内訳	
				本場売上額			電話投票売上額 内訳			場外売上額 内訳							オフィシャル 前年比	民間 ポータル 前年比	重勝式 (民間) 前年比	場間場外 利用者数 前年比	専用場外 利用者数 前年比
		前年比	一日平均 前年比	構成比 前年比	オフライン 前年比	民間ポータル 前年比	重勝式(民間) 前年比	場間場外 前年比	専用場外 前年比	前年比	前年比	一日平均 前年比		前年比	前年比	前年比					
川口	111	19,462,579,500	175,338,500	6,637,798,300	4,317,201,900	2,821,842,000		4,161,238,200	1,524,499,100	10,100	653,880	5,890	612,194	389,674		533,813	164,983				
	106	106.3%	101.5%	97.1%	107.1%	138.6%		84.2%	321.7%	98.1%	99.2%	94.7%	107.5%	147.4%		85.1%	421.4%				
伊勢崎	86	13,853,137,300	161,082,900	2,985,184,500	3,246,900,900	2,027,729,200	1,021,478,700	3,476,817,400	1,095,026,600	8,600	346,361	4,027	464,788	289,591	637,697	418,487	130,087				
	86	109.1%	109.1%	21.55%	23.44%	14.64%	7.37%	25.10%	7.90%	94.5%	103.6%	103.6%	101.4%	136.3%	132.4%	95.2%	414.9%				
浜松	80	10,657,576,200	133,219,700	1,910,386,000	2,581,567,800	1,684,708,800		3,480,293,100	1,000,620,500	7,200	264,122	3,301	391,170	239,726		459,240	121,300				
	78	104.6%	102.0%	17.93%	24.22%	15.81%		32.66%	9.39%	93.5%	101.9%	99.3%	104.7%	139.2%		93.5%	467.7%				
飯塚	114	13,680,215,200	120,001,800	1,762,796,200	3,835,218,400	2,755,689,300		4,216,750,100	1,109,761,200	8,600	203,267	2,309	547,450	388,406		570,973	132,035				
	87	127.3%	97.2%	12.89%	28.03%	20.14%		30.82%	8.11%	100.0%	98.1%	93.6%	123.9%	188.4%		106.3%	447.2%				
山陽	48	7,762,758,100	161,724,100	701,490,500	1,810,053,600	1,118,491,600	54,528,000	3,398,101,000	680,093,400	9,900	70,444	1,467	255,437	151,513	12,976	408,868	69,426				
	45	119.1%	111.6%	9.04%	23.32%	14.41%	0.70%	43.77%	8.76%	99.0%	106.9%	100.2%	110.9%	144.2%	-	110.1%	479.5%				
合計	439	65,416,266,300	149,011,900	13,997,655,500	15,790,942,600	10,408,460,900	1,076,006,700	18,733,199,800	5,410,000,800	9,100	1,538,074	3,724	2,271,039	1,458,910	650,673	2,391,381	617,831				
	464	96.4%	101.9%	21.40%	24.14%	15.91%	1.64%	28.64%	8.27%	94.8%	92.8%	103.6%	94.6%	131.2%	135.1%	80.8%	381.3%				

*構成比は総車券売上額に対するもの。
 *重勝式発売日数：368日 (不成立で全額返還の場合は、発売日数・利用者数を含まず。前年比にも適用)
 *開催日数にはミッドナイトの日数を含む。(ただし、本場入場者数1日平均を算出する際には含まず。)
 *開催日数には昨年同時期の船橋日数を含む。 船橋日数：62日
 *前年比は船橋場の売上額を含む。

ミッドナイト合計

飯塚	26	1,443,047,500	55,501,800	-	666,610,900	776,436,600	-	-	-	-	-	-	93,514	115,927	-	-	-
	3	758.8%	87.6%	-	46.19%	53.81%	-	-	-	-	-	-	698.2%	861.0%	-	-	-

ミッドナイトを除いた合計

飯塚	88	12,237,167,700	139,058,700	1,762,796,200	3,168,607,500	1,979,252,700	-	4,216,750,100	1,109,761,200	8,600	203,267	2,309	453,936	272,479	-	570,973	132,035
	84	116.0%	110.7%	14.41%	25.89%	16.17%	-	34.46%	9.07%	100.0%	98.1%	93.6%	106.0%	141.4%	-	106.3%	447.2%

ミッドナイトを除いた総合計

合計	413	63,973,218,800	154,898,800	13,997,655,500	15,124,331,700	9,632,024,300	1,076,006,700	18,733,199,800	5,410,000,800	9,100	1,538,074	3,724	2,177,525	1,342,983	650,673	2,391,381	617,831
	461	94.6%	105.5%	21.88%	23.64%	15.06%	1.68%	29.28%	8.46%	94.8%	92.8%	103.6%	91.2%	122.2%	135.1%	80.8%	381.3%

山陽小野田市税条例の一部を改正する条例

専決処分の概要

山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

平成 29 年 5 月 税務課

1 専決処分日 平成 29 年 3 月 31 日

2 専決処分する理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き、同年 4 月 1 日から施行する必要があるため、同法に準じ、所要の改正を行う。

3 専決処分する主な内容

(1) 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例

ア 第 33 条

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、損益通算及び繰越控除等を行うために提出された申告書に記載された内容により、市長が納税義務者の意思を勘案して、所得税とは異なる課税方式（申告分離課税、総合課税、申告不要）により個人住民税を課税することができることを明確化する。

イ 第 61 条

被災者生活再建支援法の対象となる市において、災害により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして市長が認めるものを取得等した場合、当該償却資産にかかる固定資産税を 4 年度間 2 分の 1 とする。

※被災者生活再建支援法とは、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた人に対して、都道府県が被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めた法律。

ウ 第63条の2

高さが60mを超える建築物のうち、複数の階に住戸が所在している居住用超高層建築物の各住戸の固定資産税(都市計画税)については、一棟全体の固定資産税額を各区分所有者に按分する際に用いる各住戸の専有部分の床面積に、住戸の所在する階層の差違による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための補正率(最近の取引価格の傾向を踏まえ、居住用超高層建築物の1階を100とし、階が一を増すごとに、これに、約0.256を加えた数値)を反映させることにより計算するが、天井の高さ、附帯設備の程度等について著しい差違があれば、現行の区分所有に係る家屋と同様に、区分所有者全員の協議による申出によって、差異に応じた補正を行う。

(参考)按分イメージ

階	階層別専有床面積補正率	税額(円)		(B)-(A) (円)
		現行(A)	補正後(B)	
50	112.6	200,000	211,821	11,821
49	112.3	200,000	211,339	11,339
48	112.1	200,000	210,856	10,856
47	111.8	200,000	210,374	10,374
46	111.5	200,000	209,891	9,891
45	111.3	200,000	209,409	9,409
44	111.0	200,000	208,926	8,926
43	110.8	200,000	208,444	8,444
42	110.5	200,000	207,961	7,961
41	110.3	200,000	207,479	7,479
40	110.0	200,000	206,996	6,996
:	:	:	:	:
30	107.4	200,000	202,171	2,171
:	:	:	:	:
20	104.9	200,000	197,346	▲2,654
:	:	:	:	:
10	102.3	200,000	192,521	▲7,479
9	102.1	200,000	192,039	▲7,961
8	101.8	200,000	191,556	▲8,444
7	101.5	200,000	191,074	▲8,926
6	101.3	200,000	190,591	▲9,409
5	101.0	200,000	190,109	▲9,891
4	100.8	200,000	189,626	▲10,374
3	100.5	200,000	189,144	▲10,856
2	100.3	200,000	188,661	▲11,339
1	100.0	200,000	188,179	▲11,821
合計		10,000,000	10,000,000	0

※改正前

$$\text{各住戸の税額} = \text{一棟全体の税額} \times \frac{\text{各住戸の専有床面積}}{\text{専有床面積の合計}}$$

●高階層、低階層とも床面積が同じであれば税額は同じ

※改正後

$$\text{各住戸の税額} = \text{一棟全体の税額} \times \frac{\text{各住戸の専有床面積} \times \text{階層別専有床面積補正率}}{\text{専有床面積の合計}}$$

エ 第63条の3

被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申出により発生前の共用土地に係る税額の按分方法

と同様の扱いを受けるようにする。

※被災市街地復興推進地域は、大規模な災害により相当数の建築物が滅失した場合に、土地区画整理事業等を実施することを目的に、市町村の都市計画で定めるもの。

オ 第74条の2

災害により住宅が滅失・損壊した場合、被災日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税（都市計画税）について住宅用地の特例が適用されていれば、被災後に住宅用地として使用することができない事情を申告することにより、住宅用地とみなして固定資産税（都市計画税）の課税標準の特例を最長2年間適用するのを、被災市街地復興支援地域については、4年間に延長する。

※住宅用地の特例

- ・小規模住宅用地（住宅等の敷地で200平方メートル以下の部分）
固定資産税：価格×1／6 都市計画税：価格×1／3
- ・一般住宅用地（住宅等の敷地で200平方メートルを超える部分）
固定資産税：価格×1／3 都市計画税：価格×2／3

カ 附則第8条

免税対象飼育牛（1頭当たりの売却価格100万円（交雑種は80万円、乳用種は50万円）未満の肉用牛 又は高等登録牛）については、その売却による所得に対する税額が免除され、それ以外の肉用牛については、売却価格の合計額を他の所得と分離して一定の税率により税金を計算するなどの特例の適用を受けることができる市民税の課税の特例について、適用期限を平成33年度まで3年間延長する。

キ 附則第10条の3

耐震改修や省エネ改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額制度を創設したことに伴い、申告手続きを規定する。

※耐震改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額

措置

昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに耐震改修工事を行い、長期優良住宅に認定されたものは、改修が完了した翌年度の固定資産税が3分の2に減額される。

※熱損失防止（省エネ）改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置

平成20年1月1日以前に建築された住宅について、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに熱損失防止（省エネ）改修工事を行い、長期優良住宅に認定されたものは、改修が完了した翌年度の固定資産税が3分の2に減額される。

ク 附則第16条

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について、燃費性能の向上に応じて対象を重点化した上で、次のとおり適用期限を2年延長する。

改正前(H28.4.1～H29.3.31取得分)

区 分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準 +30%達成	50%軽減
+20%達成	
+10%達成	25%軽減
達成	

改正後(H29.4.1～H31.3.31取得分)

区 分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準 +30%達成	50%軽減
+20%達成	25%軽減
+10%達成	
達成	—



なお、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した軽自動車は、平成30年度の軽自動車税に限り適用され、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに取得した軽自動車は、平成31年度の軽自動車税に限り適用される。

〈軽4輪（乗用・自家用）の場合〉

税率	75%軽減	50%軽減	25%軽減
10,800円	2,700円	5,400円	8,100円

〈軽4輪（貨物用・自家用）の場合〉

税率	75%軽減	50%軽減	25%軽減
5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

ケ 附則第16条の2

平成28年に発覚した燃費試験不正問題を受けて、自動車メーカーの不正に伴う軽自動車税の不足税額について、不正を行った自動車メーカーに不足税額の100分の10を乗じた金額を不足税額に加算して、納税義務を課するなど所要の措置を講ずる。

コ 附則第17条の2

個人が昭和62年10月1日から平成28年12月31日までの間に、その年1月1日において所有期間が5年を超える土地等を、優良住宅地の造成等のために譲渡した場合の市民税については、一般譲渡（優良住宅地のための譲渡に該当しない譲渡）による所得と分離して一定の税率により税金を計算するなどの特例の適用を受けることができる。この適用期限を平成32年度まで3年間延長する。

※一定の税率

優良住宅地等（法律に基づいて宅地を造成する場合）

- ・ 課税所得金額が2,000万円以下の部分
4%（市民税2.4% 県民税1.6%）
- ・ 課税所得金額が2,000万円を超える部分
5%（市民税3% 県民税2%）

(2) 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

附則第14項 法律の改正に伴う項ズレの改正